

21世紀のクリーンアース 生まれ変わる汚染土壌跡地 跡地の再利用に向けて！

汚染除去等の措置

土壌汚染対策法における汚染除去等の考え方は、直接摂取の防止と地下水経由の摂取防止の観点から、下表のようにまとめられています。

◆ 直接摂取の防止の観点からの措置

	通常の土地	盛土では支障のある土地	土地の利用方法
立ち入り禁止	●	●	当該土地利用をしない
舗装	●	●	全面舗装が可能な駐車場や商業用地等
盛土	◎	●	都市公園、戸建て住宅等の土壌の露出の多い土地利用
土壌入換え	○	◎	—
土壌汚染の除去	○	○	—

※1：住宅やマンションで、盛土として50cmかさ上げされると日常生活に著しい支障が生ずる土地。

※2：砂場、遊園地等土地の形質変更が頻繁に行なわれ、盛土等の効果に支障があるような特別の場合は土壌汚染の除去を命ずることになる。

◆ 地下水経由の摂取の防止の観点からの措置

	第一種特定有害物質 (揮発性有機化合物)		第二種特定有害物質 (重金属等)		第三種特定有害物質 (農薬等)	
	第二種溶出量基準※		第二種溶出量基準※		第二種溶出量基準※	
	適合	不適合	適合	不適合	適合	不適合
原位置不溶化・不溶化埋め戻し	×	×	●	×	×	×
原位置封じ込め	◎	×	◎	◎**	◎	×
遮水工封じ込め	○	×	○	○**	○	×
遮断工封じ込め	×	×	○	○	○	◎
土壌汚染の除去	○	◎	○	○	○	◎

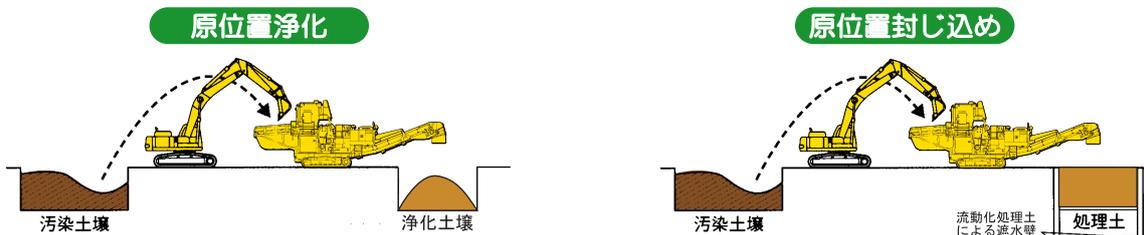
K&N汚染土壌現場処理工法とは当社と(株)ノアテック社との共同開発工法です。

- 凡例
- ◎:原則として命ずる措置
 - :土地所有者と汚染原因者が希望した場合の措置
 - :土地所有者が希望した場合の措置
 - ×:技術的に適用不可能

※「第二溶出量基準」とは、土壌溶出量基準の10~30倍に相当するものである。

※※ 汚染土壌を不溶化し、第二溶出量基準に適合させた上で行なうことが必要。

◆ 措置（対策）の概念図



ボーリングなどで汚染土壌のある範囲を確認した後、K&N汚染土壌現場処理工法による浄化技術を用いて原位置で有害物質を取り除く。

第二溶出基準に適合しない汚染土壌については薬剤添加量を増やして処理すると同時に流動化処理土による遮水壁の設置が必要。

